

## 令和8年度「かごしま地域課題解決型起業支援事業」に係る 事業執行団体公募要領

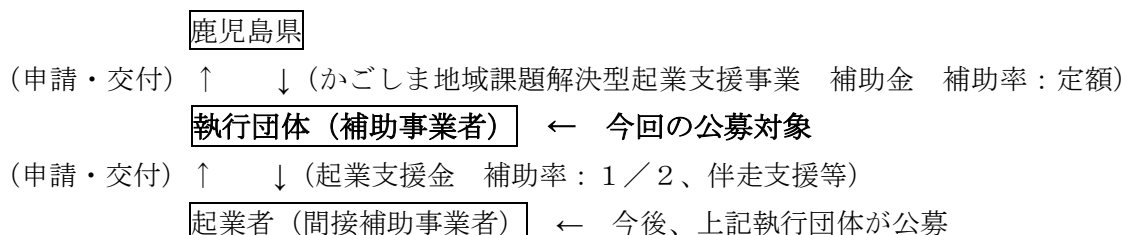
鹿児島県では、令和8年度「かごしま地域課題解決型起業支援事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、効率的・効果的な事業の執行を図るため、起業支援金の交付及び伴走支援等の業務を行う執行団体を募集します。

### 1 事業の目的

本事業は、デジタル技術を活用し、地域の課題解決を目的として新たに起業する者（以下「起業家」という。）に、起業に必要な経費の一部として、「起業支援金」を交付するとともに、事業の立ち上げに関する伴走支援等を行うことにより、地域の諸課題の解決を通じた地域活力の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業スキーム

本事業は、以下のスキームによる補助事業である。



### 3 事業内容

本事業の内容は、別紙1「かごしま地域課題解決型起業支援事業」事業執行団体の業務について」及び別紙2「起業支援金の交付について」のとおりとする。

### 4 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月12日（金）まで

※補助事業者に対して県が確定検査を実施した上で、令和9年3月19日（金）までに補助金の額を確定する。

### 5 応募資格

次に掲げる事項の全てに該当する法人とする。

- (1) 県内に活動の拠点を有する法人であり、県下全域での事業実施が可能であること。
- (2) 本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な

管理能力を有していること。

- (4) 本業務を推進する上で県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

## 6 補助金の交付要件等

### (1) 補助率及び補助額

本補助金の補助率は定額（10/10）、補助額は21,177千円を上限とし、その内訳は以下のとおりとする。

ア 事業費（起業支援金）：16,000千円

イ 事務費（伴走支援等）：5,177千円

なお、事務費については、可能な限り合理化に努めるものとする。

### (2) 補助対象経費等

補助区分	補助対象経費	補助率
事業費	○内容 起業支援金（新たに起業する者又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者が起業等に要する経費）	定額 (10/10)
事務費	○内容 事業の立ち上げに関する伴走支援等（起業者の公募・審査・決定、検査、起業支援金の支払い等に要する経費） ○対象経費 人件費（補助事業に直接従事する従業員に限る）、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、広報・周知費、外注費、委託費、その他経費（伴走支援の遂行上、必要となる経費）等	定額 (10/10)

※経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機品等）
- ・その他、事業に直接関係のない経費

## 7 補助金の支払い

### (1) 支払時期

本補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとする。ただし、事業実施に当たって必要と認められる場合は、概算払いすることができるものとする。

### (2) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者から提出された実績報告書に基づき、現地調査を行った上で、支払額を確定する。

支払額は、補助対象経費の内、交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。

## 8 応募手続き

### (1) 募集期間

受付期間：令和8年4月24日（金）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く。）

### (2) 応募書類

ア かごしま地域課題解決型起業支援事業執行団体応募申請書（様式1号）

イ 申請者概要（様式2号）

（添付資料）

- ① 申請者の定款又は寄付行為の写し及び役員名簿
- ② 申請者の直近1年の決算書類の写し
- ③ 申請者の概要が分かる説明資料（会社パンフレット等）

ウ 連携先事業者概要（様式2-1号）

（添付資料）

- ① 連携先の概要が分かる説明資料（会社パンフレット等）
- ② 事業実施計画書（様式3号）
- ③ 事務費内訳書（様式4号）
- ④ 誓約書（様式6号）

### (3) 提出方法

応募書類は、電子メール（PDFファイル）で提出すること。

また、送信後に必ず電話確認を行うこと。

## 9 質問の受付及び回答

次により質問を受け付ける。

- (1) 受付期間：令和8年4月17日（金）まで

- (2) 受付方法：質問内容を簡潔にまとめ、質問提出書（様式5号）に記入の上、メール又はFAXで提出すること。送信の際は、必ず電話確認を行うこと。
- (3) 受付先：鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課人材確保企画係  
電話：099-286-2990  
メール：syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp
- (4) 回答方法：質問者に回答するとともに、県ホームページで公表する。

## 10 審査

### (1) 審査方法

申請書類等をもとに審査し、その結果に基づき補助事業者を決定する。

### (2) 審査基準

補助事業者の選定は、主に下記の項目を総合的に評価して行うものとする。

#### ア 執行団体としての適格性

- ・本事業の目的を達成するために十分な実施体制を備えているか。
- ・本事業を実施するための経営基盤、一般的な経理処理能力があるか。
- ・本事業に類する事業の実績があり、その知識・ノウハウを活かすことが期待できるか。

#### イ 事業実施計画の妥当性

##### ○ スケジュール

事業実施スケジュールは実現可能で、具体的な内容となっているか。

##### ○ 事業の広報と周知

東京圏等から有望な起業家を集めることができる内容となっているか。

##### ○ 起業支援金の審査

審査委員会の外部有識者（3名以上）は、社会的事業の起業に知見のある者が提案されているか（うち1名以上は、実際に起業・事業経営を行った経験者を含んでいるか。）。

##### ○ 起業者の伴走支援

- ・伴走支援を行う専門家は起業者のニーズを満たす者が提案されているか。
- ・伴走支援の実施方法や回数は、起業者のニーズを満たす内容となっているか。
- ・起業者相互のネットワークを形成するような支援内容となっているか。
- ・起業者が本事業終了後も事業を継続できるような支援内容となっているか。

#### ウ 事務費の妥当性

事務費の内容及び金額は妥当であるか。

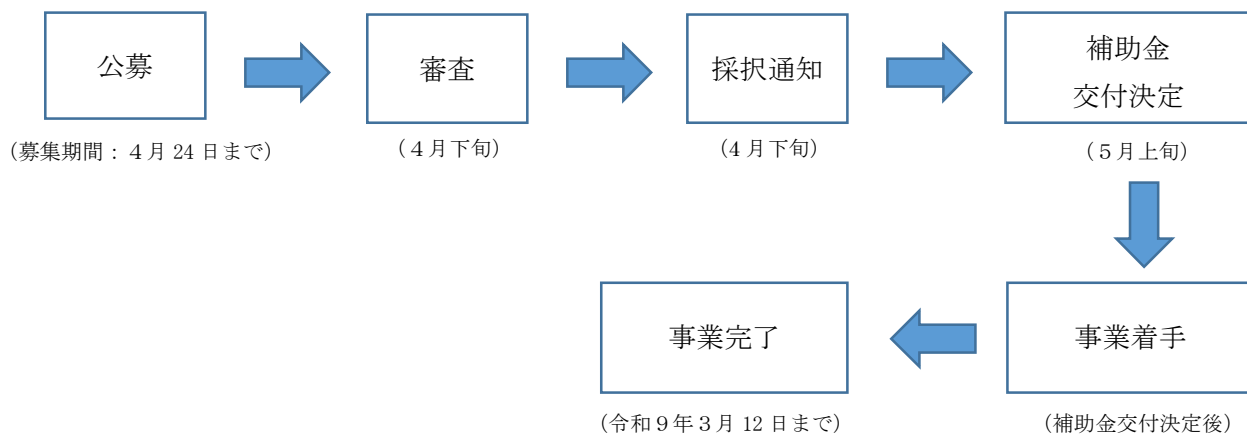
#### エ その他

本事業の成果を高めるための効果的な工夫がされているか。

(3) 審査結果

審査結果は、採否にかかわらず応募者全員に通知する。

11 応募から採択までの流れ



「かごしま地域課題解決型起業支援事業」事業執行団体の業務について

## 1 業務内容

執行団体は、「かごしま地域課題解決型起業支援事業」（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、以下の業務を行う。

(1) 起業支援金の公募及び広報

起業支援金を活用して起業する者を県内外から募集するとともに、東京圏等からデジタル技術を活用して地域の課題解決に資する有望な起業家を誘致するため、積極的な事業の広報を行う。

(2) 起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応

(3) 起業支援金の交付決定

交付申請書の受理、執行団体による1次審査、外部有識者を含む審査委員会による2次審査（委員の選定・委嘱等を含む。）、交付決定及び交付決定通知書の発出等を行う。

(4) 起業者の伴走支援

第一線で活躍する起業支援の専門家を助言・指導者に迎えるなど、事業計画の進捗管理、プロトタイプ構築・実証実験・効果検証の支援、事業の広報、販路開拓、資金計画の作成、労務管理、人的ネットワークの形成等のきめ細かな支援を実施する。

(5) 起業支援金の確定検査及び交付

起業支援金の交付に当たっては、確定検査（現地調査も含む。）を実施した上で額を確定する。（精算払）

(6) 補助事業の実施に必要な、あるいは事業効果を高めるための広報

本県が社会的事業分野における起業の促進に取り組んでいることが県内外に伝わるような、効果的な事業広報を行う。

また、可能な限り日本政策金融金庫等の政府系金融機関、大学・商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等と連携した効果的な広報・周知に努める。

(7) 交付決定事業の事業化状況報告

交付決定事業終了後5年間、県に事業化状況報告書が提出されるよう、起業者に対して指導するとともに、とりまとめの上、県に提出すること。

(8) 起業者の財産管理の監督

(9) 交付決定の取消等により生じた起業支援金の返還

(10) その他、補助事業の管理に必要となる事項への対応

## 2 起業支援金の交付要領の策定

執行団体は、起業支援金の交付に当たって、別紙2「起業支援金の交付について」に定めるほか、起業支援金の交付要領を定めなければならない。

交付要領には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 交付の要件
- (2) 交付の申請及び実績報告（※申請者の居住地の確認方法を含む。）
- (3) 交付の決定及び額の確定（※起業者の居住地の確認方法を含む。）
- (4) 交付の条件（計画変更等）
- (5) 交付の方法
- (6) 起業支援金の支払い
- (7) 事業化状況報告
- (8) 財産の処分及び管理
- (9) 交付決定の取り消し
- (10) 個人情報保護等の対応
- (11) 書類の保管
- (12) その他必要な事項

## 3 起業支援金の交付決定手続き

執行団体は、本県における社会的事業分野における起業を促進する観点から、次により交付対象事業を決定しなければならない。

- (1) 上記交付要領に基づき、起業者から公募期限までに交付申請を受け付ける。
- (2) まずは執行団体が申請書類等の内容による1次審査を行った後、審査委員会による2次審査を行った上で、交付対象事業を決定する。
- (3) 審査委員会は、社会的事業に知見を有する外部有識者（3名以上）を含むものとし、外部委員には1名以上は、実際に起業・事業経営を行った経験者を加え、審査委員会の委員は県の承認を経て決定する。

## 4 業務実施スケジュール（想定）

執行団体は、下記想定スケジュールを踏まえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議の上、業務実施スケジュールを定め、県の承認を得るものとする。

（業務実施スケジュール（例））

時 期	内 容
令和8年5月	起業支援金の公募 ※準備が整い次第速やかに
6月	1次審査（書類審査）
7月	2次審査（プレゼンテーション審査）・交付決定
令和9年2月末日まで※1	交付決定事業の確定検査、起業支援金の支払い（精算払い）

3月12日	補助事業完了
3月19日まで	執行団体に対する確定検査及び額の確定

※1 精算払いの時期については、県に対する実績報告期限（令和9年3月12日）を遵守することを前提として、執行団体で設定しても構わない。

## 5 県の指導監督等

- (1) 県は執行団体に対し、本事業の実施に関する指導監督を行う。
- (2) 執行団体は、事業の実施に当たり疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとする。  
また、事業の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- (3) 県は執行団体に対し、必要に応じて改善等の指導・助言を行う。
- (4) 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとする。

## 6 個人情報の管理

起業支援金の申請書類等により、執行団体が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはならない。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。）

- (1) 起業支援金の交付決定手続及び交付決定後の伴走支援等のため。
- (2) 交付決定後の連絡・資料送付・効果分析等のため。
- (3) 申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工した上で、統計データとして利用するため。

## 起業支援金の交付について

### 1 起業支援金の交付要件

執行団体は、(1)に定める要件を満たす者が、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、起業者が要した(3)に定める経費の1/2に相当する額を起業支援金として交付する。

#### (1) 対象者に関する要件

##### ① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和8年4月1日以降、事業期間完了日までに個人事業の開業の届出、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（大企業及びみなし大企業は除く。）

※令和8年4月1日より前に開業の届出を行っている個人事業主及び既に設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等を設立する、もしくは新たに個人として開業届を提出する場合は対象となる。

イ 鹿児島県内に居住していること、又は事業期間完了日までに鹿児島県内に居住する予定であること。

ウ 個人事業の開業の届出、又は法人の登記を鹿児島県内で行う者。

エ 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

オ 申請者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

カ その他、起業支援金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

##### ② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和8年4月1日以降、起業支援事業の補助事業期間完了日までに

Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

※公募開始日より前に事業承継又は第二創業を行っている個人事業主及び法人等は対象外となる。

イ～カ 上記1(1)①と同じ。

(2) 対象事業に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

鹿児島県の地域の課題の解決に資する以下に掲げる事項の全てに該当する社会的事業（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※1を含む）であり新たに起業する事業であること。

※1 Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野未来技術（I o t、ビッグデータ、人口知能（A I）、ロボット等）を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業を想定

ア 鹿児島県の地域社会が抱える課題の解決に資する事業で、次の社会的事業※の分野における起業であること（社会性）

本県の地域の課題としている分野

- ・ 地域活性化に関すること
- ・ まちづくりの推進に関すること
- ・ 過疎地域等の活性化に関すること（買物弱者支援、地域交通支援等）
- ・ 社会教育に関すること
- ・ 子育て支援に関すること
- ・ 社会福祉に関すること
- ・ 環境に関すること 等

※ 社会的事業とは、次に掲げる事項の全てに該当する事業のこと。

- ・ 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- ・ 提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- ・ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- ・ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

イ 鹿児島県内で実施される事業であること。

ウ 令和8年4月1日以降、執行団体が定める期限までに新たに起業する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の使途として社会通念上不適切である判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ鹿児島県が地域再生計画において定める分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する社会的事業に関する事業を事業承継又は第二創業により実施する事業であること。

ア～オ 上記1(2)①と同じ

(3) 対象経費等

起業者が起業に要する次に掲げる経費

補助対象経費	補助率
人件費、店舗等借料、設備費及び借料、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 ※ただし、人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	1 / 2

※起業支援金の公募開始日以降に発生した経費で、かつ、事業期間完了日までに支払を完了するものに限る。

2 起業支援金の上限額

2,000千円／件

3 採択基準

執行団体が設置する外部有識者を含む審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択する。

- (1) デジタル技術を活用した地域課題の解決
- (2) 地域経済への波及・雇用の創出等
- (3) 動機・計画内容の妥当性
- (4) 市場分析・状況把握の妥当性
- (5) 必要な資格・能力・人材の確保
- (6) 販路の確保・収益性・採算性
- (7) 資金調達の見込み・能力
- (8) 成長性・継続性

4 起業支援金の予算額と採択予定件数

予 算 額：16,000千円

採択予定件数：10件程度